

○総務省令第六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日

総務大臣 山本 早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の地方自治法施行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。